

## 過失により人を死傷させた罪について

### 刑法

(過失傷害)

第209条 過失により人を傷害した者は，30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は，告訴がなければ公訴を提起することができない。

(過失致死)

第210条 過失により人を死亡させた者は，50万円以下の罰金に処する。

(業務上過失致死傷等)

第211条 業務上必要な注意を怠り，よって人を死傷させた者は，5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も，同様とする。

2 自動車を運転して前項前段の罪を犯した者は，傷害が軽いときは，情状により，その刑を免除することができる。

### 消防法

第39条の3 業務上必要な注意を怠り，製造所，貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ，流出させ，放出させ，又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は，2年以下の懲役若しくは禁錮又は200万円以下の罰金に処する。ただし，公共の危険が生じなかつたときは，これを罰しない。

2 前項の罪を犯し，よつて人を死傷させた者は，5年以下の懲役若しくは禁錮又は300万円以下の罰金に処する。

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人に対して当該各号に定める罰金刑を，その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二 (略)

三 第39条の2第1項若しくは第2項，第39条の3第1項若しくは第2項，第41条第1項(同項第2号及び第4号を除く。)，第42条第1項(同項第5号及び第7号を除く。)，第43条第1項，第43条の4又は前条第1号，第3号，第7号の3若しくは第8号 各本条の

## 罰金刑

### 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

#### (過失犯)

第3条 業務上必要な注意を怠り，工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し，公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は，2年以下の懲役若しくは禁錮又は200万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し，よつて人を死傷させた者は，5年以下の懲役若しくは禁錮又は300万円以下の罰金に処する。

#### (両罰)

第4条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して前2条の罪を犯したときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。